



入院時食事療養費

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）適温で提供しています。

70歳未満	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）（1日3食を限度）	
一般（下記いずれにも該当しない者）	一般（下記いずれにも該当しない者）	510 円	
低所得者Ⅱ（住民税非課税）	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	240 円
		過去1年間の入院期間が90日超	190 円
該当なし	低所得者Ⅰ	110 円	
低所得者Ⅱに該当しない 小児慢性特定疾病又は指定難病患者	低所得者Ⅰ、Ⅱに該当しない 指定難病患者	300 円	